

本太公民館登録サークル会員募集規約

- 1 掲示期間 掲示の申請は公民館窓口にて受付いたします。

掲示期間は、申請日から1年とします。

掲示期間を過ぎたら公民館で撤去します。

新たに掲示する場合には、再度の申請が必要です。
- 2 対 象 本太公民館登録サークルに限ります。
- 3 作成方法 別添の「本太公民館登録サークル会員募集」の用紙に必要事項を記入してください。
- 4 そ の 他 その他ご不明点がございましたらお問合せください。

平成31年2月1日 本太公民館長